

職員が仕事と子育てを両立できるように雇用環境の整備を行い、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

2、内容

目標1：子どもを育てる労働者が利用できる措置の実施

- ・三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限
- ・三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度

目標2：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

目標3：時間外・休日労働の削減のための措置の実施